

委員会付託・正副委員長案に関する理事者打合せ報告

2月16日 理事者側出席：総合政策部長 総合政策部参事 財政課長

【確認事項】

1. 「①議会運営委員会」において付託先を決定するための原案資料を内示会の1週間前までに行政機関側から議会事務局に提出する。

※議会事務局はこの資料により、あらかじめ付託先の原案を作成して提示する。

2. 「②予算決算常任委員会・全体会」において、分科会に振り分ける予算決算議案の分割案を提示する。その分割原案資料を議会事務局が作成するために、あらかじめ必要な資料を行政機関側から議会事務局に提出する。

※予算については小事業の課別一覧表となる。ただし、財政システムの変更が必要となるので返事待ち。(この資料は議員の資料としても有用であると思われる)

※決算については「主な施策の成果」を資料として分割案を作成する。

※財源充当については総務委員会にて一本化するか等についてはさらに議論が必要である。

3. 「③予算決算常任委員会・分科会」における資料要求のヒアリングは5つの分科会ごとに行うが、総合政策部長、総合政策課長、財政課長は全てに出席する。

4. 「⑤予算決算常任委員会・分科会」においても総合政策部長、総合政策課長、財政課長は全てに出席する。

5. 「⑦予算決算常任委員会・全体会」における市長総括質疑への通告が、最後に開催される分科会から中2日とってほしいとの希望があった。

以上